

## 第1章 総則

### (目的)

#### 第1条

本規程は東京支部の永続的発展と健全性を確保するために、コンプライアンスの基本事項を定める。

### (コンプライアンスの定義)

#### 第2条

本規程においてコンプライアンスとは、会員が法令、本会の定款・規程・倫理綱領・行動規範等を、遵守し社会的規範に、反することのない誠実かつ公正なコンサルタント業務を、実践することをいう。

## 第2章 行動理念

### (コンプライアンスの基本方針)

#### 第3条

本支部は、コンプライアンスの不徹底が本会の業務基盤を揺るがし得ることを十分認識し、コンプライアンスの徹底を業務基盤の基本行動理念として位置付け、これに基づく業務活動を展開し、顧客及び会員の高い評価と信頼を確立し、継続的に業務を発展させる。

### (遵守基準)

#### 第4条

当規程で遵守すべき法令、諸規則とは法令、本会の定款・規程・倫理綱領・行動規範等に記載された定めをいう。

### (コンプライアンスの行動規範・実施基準)

#### 第5条

コンプライアンス行動規範は、本会の倫理綱領・行動規範をコンプライアンスの基本的な行動姿勢とする。また、実施基準として第3章のコンプライアンス体制と第4章の遵守体制の維持を策定する。

## 第3章 コンプライアンスの体制

### (コンプライアンスの組織と役割)

#### 第6条

法令・諸規則等のコンプライアンス遵守業務の実効性を保持するため、以下の組織を置き運用する。

##### 1. コンプライアンス委員会

実効性を確保するため、三役を構成委員とするコンプライアンス委員会を置き、委員の中からコンプライアンス委員長を選出する。  
この委員会は、コンプライアンスに関するすべての事項につき審議する。

##### 2. 理事会

理事会は、コンプライアンス委員会からの報告を受け、必要な審議や意思決定を行う。

### 3. コンプライアンス委員長

コンプライアンス委員長の主要な役割・責務は、以下の通りとする。

- (1)コンプライアンス委員長は、法令・諸規則・規範等の違反行為の様態を精査し、相応の過失が会員に認められた場合には、コンプライアンスの責任を問うことができる
- (2)当コンプライアンス規程、マニュアル等を整備する
- (3) コンプライアンスに、関する活動状況や遵守状況を監督する。
- (4)コンプライアンスのため必要あるときは、調査・報告を求める
- (5)法令・諸規則・規範等の遵守に関し、全会員や各関係部署に必要な助言・指導をする
- (6)法令・諸規則・規範等の違反を調査し、事実を認定し、重要事項は理事会に報告する

### 4. コンプライアンス委員会開催

コンプライアンス委員長は必要に応じて招集し、開催することが出来る。

### 5. 懲戒処分委員会開催

コンプライアンス委員会が、懲戒処分に値すると考えた事例は、理事会の議決を経て、コンプライアンス委員会の懲戒処分委員会を、臨時に開催する。

### 6. 委員長を補佐する部署

コンプライアンス委員長の業務について、事務局が補佐をする。

### 7. 守秘義務

本規程に定められた者は、法令等に従う場合を除き当該任務で得た情報を、コンプライアンス委員長の承認無く、本規程の実施に関わる以外の者にはならない。

## 第4章 遵守体制の維持

(遵守状況の監査)

### 第7条

コンプライアンスの遵守状況を監査するため、以下の通り運用する。

- (1)監事は、コンプライアンスの遵守状況を監査する
- (2)コンプライアンスに関する監査の結果については、コンプライアンス委員会で協議のうえ、理事会に報告する

(主管部署)

### 第8条

本規程の主管は、事務局長とする。

付則

この規程は、平 22年 7 月 y y 日 から施行する。